

田原授産所 人権擁護・虐待防止委員会規程

(委員会の目的)

第1条 人権擁護・虐待防止委員会は、障害のある利用者の人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、差別や虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、虐待防止責任者である施設長とする。
- 2) 委員は、虐待防止担当者である主任、副主任、サービス管理責任者とする。
- 3) 委員には、法人の第三者委員を加えることができる。
- 4) 委員には、利用者自治会の役員等を加えることができる。
- 5) 委員には、田原授産所育成会の役員等を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、3か月に1回開催する。
- 2) 臨時に委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 「田原授産所職員倫理綱領」及び「田原授産所職員行動規範」を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「田原授産所虐待防止のための指針」を職員に周知するとともに「職員自己点検チェック表」を定期的実施し、職員に障害のある方の人権擁護の自覚を促す。
- 3) 人権擁護や虐待防止に係る研修に積極的に参加する。
- 4) 人権擁護や虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 5) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない事業所環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

附則 平成 24 年 9 月 10 日策定 平成 24 年 9 月 14 日施行

附則 平成 27 年 11 月 17 日改正 平成 27 年 11 月 25 日施行

附則 平成 29 年 3 月 31 日改正 平成 29 年 4 月 1 日施行

附則 令和 2 年 3 月 6 日改正 令和 2 年 4 月 1 日施行

附則 この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附則 令和 3 年 10 月 1 日施行に伴い、委員会名称を「田原授産所人権擁護委員会」から「田原授産所人権擁護・虐待防止委員会」に変更する。